注１　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
　２　該当する□にレ印を付けること。
　３　１の欄は、次によること。
　⑴　住所の欄は、日本工業規格ＪＩＳ　Ｘ0401及びＸ0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
　⑵　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。
　⑶　代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
　４　２の欄は、次によること。
　⑴　①の欄は、現に免許を受けている特定無線局の包括免許の番号を記載すること。
　⑵　②の欄は、当該届出に係る特定無線局を開設した、又は当該無線局に係る事項を変更した日を「H28.12.21」のように記載すること。
　⑶　③の欄は、次によること。
　ア　特定無線局の開設の届出を行う場合は、当該届出に係る特定無線局の運用開始の期日を「H28.12.21」、「開設した日から何月目の日」のように記載すること。
　イ　特定無線局の変更の届出を行う場合は、当該届出に係る特定無線局の運用開始の期日を「H28.12.21」、「変更した日から何月目の日」のように記載すること。
　⑷　④の欄は、当該届出に係る特定無線局の無線設備の設置場所を「何県何市何町○―○―○何内」のように記載すること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
　⑸　⑤⑴の欄は、適合表示無線設備の番号を記載すること。一の特定無線局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「123―ＸＸＸＸＸＸ～123―ＺＺＺＺＺＺ」、「123―ＸＸＸＸＸＸ、123―ＸＸＸＺＺＺ」のように記載すること。
　⑹　⑤⑵の欄は、特定無線局の無線設備の製造番号を記載すること。一の特定無線局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「ＡＢＣ89001～ＡＢＣ89010」、「ＡＢＣ89001、ＡＢＣ89002」のように記載すること。
　⑺　⑥の欄は、次によること。
　ア　屋内その他他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置した場合にあつては、「屋内等に設置」と記載すること。
　イ　施行規則第21条の３に適合するものにあつては、「電波の強度に対する安全施設に適合」と記載すること。
　ウ　法第27条の６第３項後段の規定による変更の届出の場合は、変更した理由を記載すること。